（削る）

第二目　荷重

（計算に使用する荷重の種類）

第七条　構造部分にかかる荷重のうち許容応力設計法の計算に使用する荷重は、次に掲げるとおりとする。

一～四　（略）

（削る）

第三目　強度

（強度計算に係る荷重の組合せ）

第十条　許容応力設計法を用いる場合にあっては、構造部分を構成する部材の断面に生ずる応力の値は、次に掲げる荷重の組合せによる計算において、それぞれ第一目に規定する許容応力の値を超えてはならない。

一・二　（略）

2・3　（略）

第三款　限界状態設計法

第一目　設計限界応力の値

（鋼材に係る設計限界応力の値）

第十条の二　第一条本文の鋼材に係る限界状態設計法の計算に使用する設計限界垂直応力の値、設計限界せん断応力の値及び設計限界支え圧応力の値は、それぞれ次の式により計算して得た値とする。

$$f_{or}=\frac{f_y}{\gamma_R}$$

$$f_{rr}=\frac{f_y}{\gamma_R\times\sqrt{3}}$$

$$f_{dr}=\frac{\alpha\times f_y}{\gamma_R}$$

これらの式において、f_y、γ_R、f_{or}、f_{rr}、f_{dr}及びαは、それぞれ次の値を表すものとする。

f_y　鋼材の降伏点又は耐力（単位　ニュートン毎平方ミリメートル）

γ_R　材料の特性、荷重の種類及び接合部の形状に応じて定まる合成抵抗係数で、日本工業規格B八八二九（クレーン―鋼構造部分の性能照査）に定める値

f_{or}　設計限界垂直応力（単位　ニュートン毎平方ミリメートル）

f_{rr}　設計限界せん断応力（単位　ニュートン毎平方ミリメートル）

f_{dr}　設計限界支え圧応力（単位　ニュートン毎平方ミリメートル）

α　1（ピン接合部の設計限界支え圧応力の値を計算する場合であって、ピン材料の降伏点又は耐力が構造部材の降伏点又は耐力よりも小さい場合には、ピン材料の降伏点又は耐力を構造部材の降伏点又は耐力で除した値）

第三節　荷重

（新設）

（計算に使用する荷重の種類）

第七条　構造部分にかかる荷重のうち計算に使用する荷重は、次に掲げるとおりとする。

一～四　（略）

第四節　強度

（新設）

（強度計算に係る荷重の組合せ）

第十条　構造部分を構成する部材の断面に生ずる応力の値は、次に掲げる荷重の組合せによる計算において、それぞれ第二節に規定する許容応力の値を超えてはならない。

一・二　（略）

2・3　（略）

（新設）